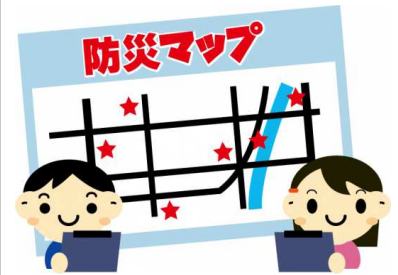


▶ 災害対策本部

- ・地方公共団体の災害対策本部の構成員に女性職員を配置する。
- ・地方公共団体の災害対策本部の下にチームなどの下部組織を構成する場合には、必ず、男女共同参画担当部局や男女共同参画センターの職員を配置する。

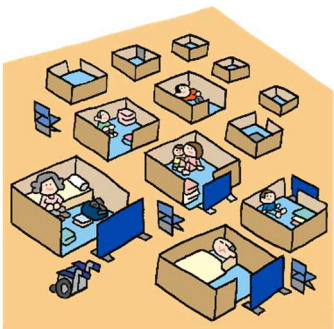


▶ 女性に対する暴力の防止・安全確保

- ・性暴力・DV 防止に関するポスター等を避難所の見やすい場所に掲示する。
- ・女性トイレや女性用更衣室には女性が巡回する。
- ・女性相談員や女性専用相談窓口を設置する。
- ・警察、病院、女性支援団体と連携する。

▶ 避難所の開設・運営

- ・管理責任者に、女性と男性の両方を配置する。
- ・避難所での生活のルール作りを行う際には女性の意見を反映させるよう促す。
- ・特定の活動（例えば食事作りや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定しないように配慮する。



▶ 避難所の環境設備

- ・トイレ・物干し場・更衣室・休養スペース・入浴設備は、男女別に設ける。授乳室を設ける。これらの施設を昼夜問わず安全に安心して利用できるような配慮を行う。
- ・女性用品の配布場所を設ける。
- ・運営体制への女性の参画を進める。

▶ 物資の供給

- ・女性用品を配布する際は、女性が配布を担当する。
- ・女性トイレや女性専用スペースに、女性用品を常備する。
- ・女性の多様なニーズを把握するために、女性支援団体等との連携によるニーズ調査や、女性の声を拾うための意見箱の設置等を行う。



内閣府男女共同参画局

【災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～】一部抜粋